

○国土交通省告示第二百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道208号改築工事（玉名バイパス・熊本県玉名市立願寺字松尾地内から同市岱明町開田字京塚地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県玉名市立願寺字松尾、字蛇ヶ谷、字石丸及び字吉山原、山田字松尾原、字平、字中嶋、字地藏前、字下馬場及び字白石、築地字北田、字古閑、字兎町、字八反、字ナギノ、字池下、字山開、字西ノ山及び字沓掛、岱明町庄山字池田、岱明町西照寺字大浦並びに岱明町開田字不馬向及び字京塚地内
- 2 使用の部分 熊本県玉名市立願寺字松尾、字蛇ヶ谷、字石丸及び字吉山原、山田字松尾原、字平、字中嶋、字地藏前、字下馬場及び字白石、築地字北田、字古閑、字兎町、字八反、字ナギノ、字池下、字山開、字西ノ山及び字沓掛、岱明町庄山字池田並びに岱明町開田字不馬向及び字京塚地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県玉名市寺田字榎原地内から同市岱明町開田字京塚地内までの延長8.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（玉名バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事（玉名バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を回復するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道208号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、玉名市、荒尾市、大牟田市、柳川市、大川市等を経て、佐賀市に至る延長72.9kmの路線であり、有明海沿岸地域を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、玉名市の中心市街地を通過することから、沿線には、玉名市役所等の官公署、事業所、住居等が集中しており、これらの沿道施設等を日常生活において利用する地域内交通と、物流及び観光などの通過交通に広く利用されている。

しかし、現道は交通量が多いにもかかわらず、幅員狭小な2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、また、交通事故も多発している。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、玉名市高瀬地内で23,683台/日であり、混雑度は1.75となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件区間が分担することから、地域内交通と通過交通とが分散され、現道の交通混雑の緩和が図られることとなり、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が平成20年3月及び平成21年4月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ並びに準絶滅危惧として掲載されているハイタカ及びヤリタナゴの生息

が確認されているが、メダカ及びヤリタナゴについては、本件事業による河川の改変面積はわずかであり、生息環境に与える影響は軽微であると確認されている。ハイトカについても、本件区間及びその周辺に生息環境が広く分布することなどから、動植物に与える影響は軽微であると確認されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、このうち5箇所については発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。起業者は引き続き残る10箇所についても発掘調査を行い、熊本県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和26年3月22日に都市計画決定され、昭和57年7月29日に変更決定された都市計画と本線及び交差点部の幅員を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、玉名市長を会長とする一般国道208号玉名バイパス整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県玉名市役所